

神奈川県県営住宅（あき家）

常時募集

4月
KANAGAWA

令和8年

募集のしおり

神奈川県住宅営繕事務所
(一社)かながわ土地建物保全協会

受付期間

令和8年4月1日(水)～令和8年9月30日(水)

(申込資格の基準日：申込月の1日現在)

令和8年9月30日
消印まで有効

申込書配布期間

令和8年

令和8年

4月1日(水)～9月30日(水)

お知らせ

- 60歳未満の方も申込みできる一般単身者向住宅（特定の資格なし）を50戸募集します。
- 現在県外にお住まいの方も、お申込みできます。
※第二次資格審査の際には、入居する方全員の住民票（外国籍の方は、在留資格のあるもの）を提出していただきます。
- 原則無抽選・先着順で入居できます。
- 追加住宅（募集住宅一覧に追加と記載のある住宅）について4月15日(水)まで（4月15日消印まで）の受け付けは抽選とします。
(応募がなかった住宅は、募集を継続します。)
- 令和7年度定期募集及び常時募集で入居者が決まらなかったあき家住宅等730戸について、令和8年9月30日まで募集します。

◎申込み資格を確認してください。

世帯向け住宅…14～15ページ・単身向け住宅…28～29ページ
以後、もくじにしたがってすすんでください。

今回の募集についてのお知らせは、インターネットのホームページでも見ることができます。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/h5z/cnt/f6022/p28456.html>





◎今回募集する住宅（種類別）	1 ページ
（市町別）	2 ～ 3 ページ
◎申込みについて	4 ～ 5 ページ
◎申込みから入居まで	6 ページ
◎入居について	7 ～ 8 ページ
◎各種住宅について	9 ページ
◎入居収入基準（月収額）	10 ～ 11 ページ
◎申込書の記入例	12 ～ 13 ページ
◎世帯向け住宅の申込資格	14 ～ 15 ページ
◎募集住宅一覧	
1 一般世帯向住宅	16 ～ 21 ページ
2 子育て世帯向住宅（入居期限付き住宅）	22 ページ
3 身体障害者向住宅（車いす）	23 ～ 27 ページ
4 身体障害者向住宅（車いす以外）	27 ページ
◎单身向け住宅の申込資格	28 ～ 29 ページ
◎募集住宅一覧	
1 高齢単身者向住宅	30 ページ
2 一般単身者向住宅（特定の資格なし）	31 ～ 32 ページ
3 身体障害者向住宅（車いす単身）	34 ～ 35 ページ
4 身体障害者向住宅（車いす以外単身）	36 ページ
◎住宅簡易間取り図	37 ～ 40 ページ
◎定期募集のお知らせ	41 ページ
◎月収額の計算のしかた	42 ～ 49 ページ

世帯向け住宅

单身向け住宅

県営住宅とは

県営住宅は住宅に困っている低額所得者の方々のために建てられた住宅です。このため県営住宅は他の民間住宅とは異なり、入居に際して公営住宅法、神奈川県県営住宅条例などにより収入基準をはじめとするさまざまな規定が設けられています。また、県営住宅の家賃は、入居世帯の収入額に住宅の様々な条件を加味して毎年決められています。この家賃制度によって、全ての入居者の方々に公平に負担していただいています。申込みにあたってはこの「募集のしおり」をよくお読みになったうえでお申し込みください。



今回募集する住宅（種類別）

◎追加住宅(募集住宅一覧に追加と記載のある住宅)の4月15日まで(4月15日消印まで)の受け付けは抽選となります。4月15日まで(4月15日消印まで)に応募のない住宅及び抽選後決定しなかった住宅について9月30日まで先着順で募集を継続します。

世帯向け住宅

※特別あき家とは、人身事故等があった住宅です。

住宅の種類			募集戸数	ページ数	特定の資格
一般世帯向住宅	公営住宅	あき家住宅	558	P16～P18	家族 2人以上 の世帯向けの住宅です。
		特別あき家	76	P19～P21	
	改良住宅	あき家住宅	1	P19	
子育て世帯向住宅 (入居期限付き住宅)	公営住宅	あき家住宅	3	P22	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもと現在同居し、扶養している世帯向けです。
身体障害者向住宅 (車いす)	公営住宅	あき家住宅	30	P23～P24	車いすを使用する 身体障害者手帳1～4級 をお持ちの方と同居する世帯向けの住宅です。
		特別あき家	2	P25	
身体障害者向住宅 (車いす以外)	公営住宅	あき家住宅	2	P27	車いすを使用しない 身体障害者手帳1～4級 をお持ちの方と同居する世帯向けの住宅です。

単身向け住宅

住宅の種類			募集戸数	ページ数	特定の資格
高齢単身者向住宅	公営住宅	特別あき家	5	P30	60歳以上 の単身者向けの住宅です。
一般単身者向住宅 (特定の資格なし)	公営住宅	あき家住宅	50	P31～P32	単身者向けの住宅です。
身体障害者向住宅 (車いす単身)	公営住宅	あき家住宅	2	P34	車いすを使用する 身体障害者手帳1～4級 の単身者向けの住宅です。
身体障害者向住宅 (車いす以外単身)	公営住宅	特別あき家	1	P36	車いすを使用しない 身体障害者手帳1～4級 の単身者向けの住宅です。

◎お申込みの際には、各地区(住宅)のあき状況を**神奈川県ホームページ**(<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/h5z/cnt/f6022/p28456.html>)の「令和8年度常時募集(県営住宅常時募集のお知らせ)」に掲載している情報を参考に、(一社)かながわ土地建物保全協会**入居者募集担当(045-201-3673)**に必ず確認して、お申込みください。



◎募集戸数は、3月1日現在のあき家状況を記載しています。

お知らせ

常時募集は令和8年9月30日まで受け付けます。

県営住宅の入居者募集は「定期募集」を年2回、5月と11月に行っています。この定期募集は抽選を経て入居者を決定しているため申込期間が短期間に限られています。

そこで、抽選にもれた方やより早く住宅を必要とする方の入居機会を増やすため、原則無抽選・先着順で入居が可能な住宅を対象に、常時募集を行っています。

追加住宅(募集住宅一覧に追加と記載のある住宅)の4月15日(水)まで(4月15日消印まで)の受け付けは抽選となります。



今回募集する住宅（市町別）

世帯向け住宅

（掲載ページ一覧）

住宅の種類 市 町	1		2	3		4
	一般世帯向住宅		子育て世帯向 住 宅 (入居期限 付き住宅)	身体障害者向住宅 (車いす)		身体障害者向 住 宅 (車いす以外)
	あき家住宅	特別あき家	あき家住宅	あき家住宅	特別あき家	あき家住宅
横 浜 市	P16~P17	P19~P20	P22	P23	P25	—
川 崎 市	P17	P20~P21	—	P23	—	—
相 模 原 市	P17	P21	—	P23~P24	—	P27
横 須 賀 市	P17~P18	P21	P22	—	—	—
平 塚 市	P18・P19	—	—	P24	P25	—
藤 沢 市	—	—	—	—	—	—
小 田 原 市	P18	P21	—	—	—	—
厚 木 市	P18	P21	—	P24	—	P27
大 和 市	P18	P21	—	P24	—	—
鎌 倉 市	—	—	—	—	—	—
茅 ヶ 崎 市	P18	—	—	—	—	—
逗 子 市	—	—	—	P24	—	—
三 浦 市	P18	P21	—	P24	—	—
秦 野 市	—	—	—	—	—	—
伊 勢 原 市	—	—	—	—	—	—
海 老 名 市	—	—	—	—	—	—
座 間 市	—	P21	—	—	—	—
綾 瀬 市	—	—	—	—	—	—
葉 山 町	—	—	—	—	—	—
寒 川 町	—	—	—	—	—	—
二 宮 町	—	—	—	—	—	—
山 北 町	P18	P21	—	—	—	—
愛 川 町	—	—	—	—	—	—

単身向け住宅

住宅の種類 市 町	1	2	3	4
	高齢単身者向住宅	一般単身者向住宅 (特定の資格なし)	身体障害者向住宅 (車いす単身)	身体障害者向住宅 (車いす以外単身)
	特別あき家	あき家住宅	あき家住宅	特別あき家
横浜市	P30	P31	P34	—
川崎市	—	P31	—	—
相模原市	P30	P31	—	—
横須賀市	—	P31	—	—
平塚市	—	P31	—	—
藤沢市	—	—	—	—
小田原市	—	P31	—	—
厚木市	—	—	—	—
大和市	—	P32	—	—
鎌倉市	—	—	—	—
茅ヶ崎市	—	—	—	—
逗子市	—	—	—	—
三浦市	—	—	—	P36
秦野市	—	P32	—	—
伊勢原市	—	—	—	—
海老名市	—	—	—	—
座間市	—	—	—	—
綾瀬市	—	—	—	—
葉山町	—	—	—	—
寒川町	—	—	—	—
二宮町	—	—	—	—
山北町	—	—	—	—
愛川町	—	—	—	—



申込みについて

1 申込みの流れ

申込みにあたっては、下記の順番にしたがってそれぞれの内容をよくお読みください。

(1) 申込みにあたってのご注意 (5 ページ)

(2) 申込みから入居まで (6 ページ)

(3) 入居について (7 ~ 8 ページ)

世帯でお申込みの方

単身でお申込みの方

(4) 申込資格を確認してください。
(14 ~ 15 ページ)

(4) 申込資格を確認してください。
(28 ~ 29 ページ)

(5) 世帯の所得が申込基準内であるか、確認してください。
○ 入居収入基準 (月収額) (10 ~ 11 ページ)
○ 月収額の計算のしかた (42 ~ 49 ページ)

(5) 所得が申込基準内であるか、確認してください。
○ 入居収入基準 (月収額) (10 ~ 11 ページ)
○ 月収額の計算のしかた (42 ~ 49 ページ)

(6) 申込地区を1つ選んでください。
○ 募集住宅一覧 (16 ~ 27 ページ)

(6) 申込地区を1つ選んでください。
○ 募集住宅一覧 (30 ~ 36 ページ)

(7) 申込書を作成してください。
○ 申込書の記入例 (12 ~ 13 ページ)

(7) 申込書を作成してください。
○ 申込書の記入例 (12 ~ 13 ページ)

特記事項

- (1) 令和8年4月1日現在、千丸台アパート(1~9号棟、12~14号棟)、久末アパート(12号棟)、鶴ヶ丘アパート・テラス(1~3号棟)、では住居内の天井等に、河原町高層アパート(4、6、8号棟)では通路の天井等にアスベストを含有する建築材料が吹き付けられていることを確認していますが、既に除去や囲い込み等の対策工事を実施済みです。また、平成29年度に一斉点検を行いアスベストの飛散は無いことを確認しました。このほか、今回募集の県営住宅では、ベランダの隣室境のボード等にアスベストを含有する場合がありますが、いずれも通常の使用においては支障ありません。
〈注〉アスベスト(石綿)が要因となって、悪性中皮腫などを引き起こすことがあります。
- (2) いちょう上飯田団地の一部は、新幹線に隣接していますので、防音サッシを使用しておりますが、屋外においては85ホン程度の騒音があります。
- (3) スカイブルー湘南、富士見台ハイツ、サンハイツ渋谷、藤沢西部、藤沢駒寄ハイツ、菖蒲沢、石川ハイツ、ハイム相南、鶴間タウンハウス、ハイム桜ヶ丘、ハイムさがみの、ハイム立野、ハイム座間中谷、ハイム座間西原、ハイムくつがた、アメニティ座間、綾瀬寺尾ハイツ、寺尾本町ハイツ、寺尾西ハイムの各団地付近は、厚木基地の航空路の関係で飛行機の離着陸時に騒音があります。
- (4) 平潟団地には、津波避難対策として、避難階段及び屋上手すりを整備してあります。
- (5) アーバンヒルズ浦島は、国道1号線に隣接しているため騒音があります。
- (6) 鶴ヶ峰あさがおハイツは、新幹線に隣接しているため騒音があります。
- (7) ハイム桜台は障害者職業能力開発校の訓練棟が隣接しているため騒音があります。
- (8) 平塚なぎさハイツの南側隣接地に防砂林があります。
- (9) サン植木の北西に墓地在隣接しています。
- (10) 萩園サンハイムの北西150mに茅ヶ崎美化センター(廃棄物処理場)があります。
- (11) アメニティ名古木の敷地の北側に工場が隣接しているため騒音があります。
- (12) いちょう下和田ハイツ東棟、いちょう下和田アパート(高層)、平戸高層アパート、河原町高層アパートなどの団地の一部の棟では、ベランダが真東を向いており、BSアンテナを設置されてもBS放送を見る事ができません。(BS人工衛星の位置により、電波を受信できないためです。)詳細は、入居時に管轄の指定管理者へお問い合わせください。
- (13) 藤沢駒寄ハイツの近くで牛を飼っておりますので多少においがします。

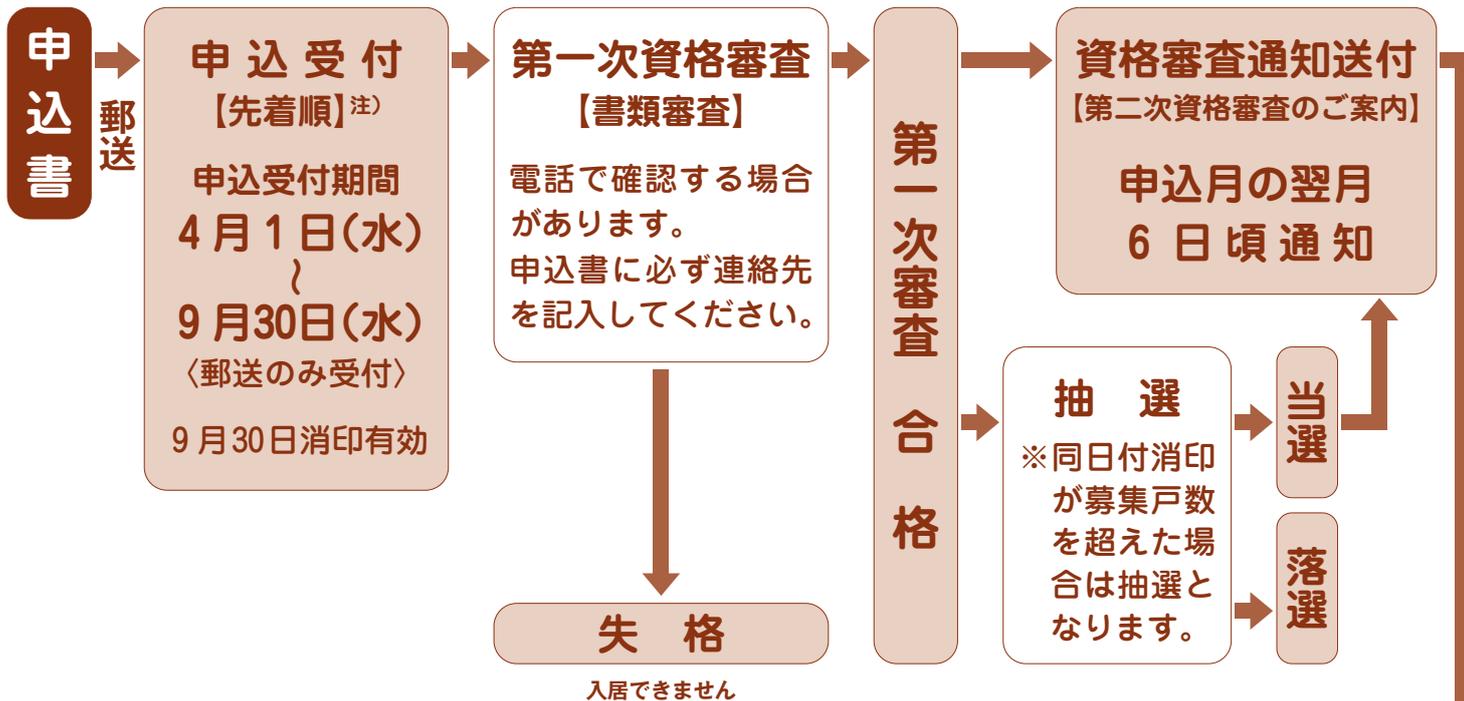
2

申込みにあたってのご注意

- 1 入居者決定は先着順に行ないます。同日付消印が募集戸数を超えた場合は抽選になります。お申込みの際には、各地区（住宅）の空き状況を（一社）かながわ土地建物保全協会 入居者募集担当(045-201-3673)に必ず確認して、お申込みください。
注）追加住宅（募集住宅一覧に追加と記載のある住宅）の4月15日（水）まで（4月15日消印まで）の受け付けは抽選になります。
- 2 申込受付期間は令和8年4月1日から令和8年9月30日までです。
- 3 申込書は1世帯につき1通に限ります。1世帯で2通以上の申込書を提出した場合、または同一の氏名を2通以上の申込書に記載した場合には、申込者や世帯の構成、人数を変えても、それらの申込みはすべて無効となりますのでご注意ください。
- 4 申込みは郵送でのみ受け付けます。持参による申込みは、一切受け付けておりません。
※メール便など郵便の消印のないものは受け付けできません。郵便ポストへの投函時刻によっては翌日の消印になる場合があります。
- 5 申込書、その他の提出書類に虚偽のあることが判明した場合は、失格になります。
- 6 申込書の家族欄に記入されていない方は入居できません。ただし、申込み後に出生した子は入居可能です。なお、入居する時に同居する家族が変更になるときは、入居を取り消します。
- 7 受付後、希望地区の変更及び提出書類の返却はできません。
- 8 住宅（持ち家）のある方は申込みできません。同居しようとする方に住宅（持ち家）がある場合も同様です。ただし、現在持ち家を売却中の方はご相談ください。
- 9 申込書には、収入証明書類を添付する必要はありません。第二次資格審査時に、入居する方全員の住民票、収入証明書類、その他必要書類を提出していただきます。
- 10 仮当選後の第二次資格審査の際には、すべての仮当選者に審査会場までお越しいただきます。
- 11 申込結果の発送に切手が必要となります。必ず110円切手1枚を同封してください。
- 12 申込資格に関する基準日はすべて申込月の1日となります。
- 13 申込みを受け付けてから入居まで、最短3ヶ月程度かかります。
- 14 常時募集に申込み入居が決定した方については、定期募集の申込み資格が失われますのでご注意ください。
- 15 すべての入居決定者には、入居手続き前に、入居指定された住宅の下見をしていただきます。
- 16 入居手続・入居説明会は、手続・説明会場までお越しいただきます。
- 17 この募集の登録有効期限は令和9年2月1日までです。



申込みから入居まで

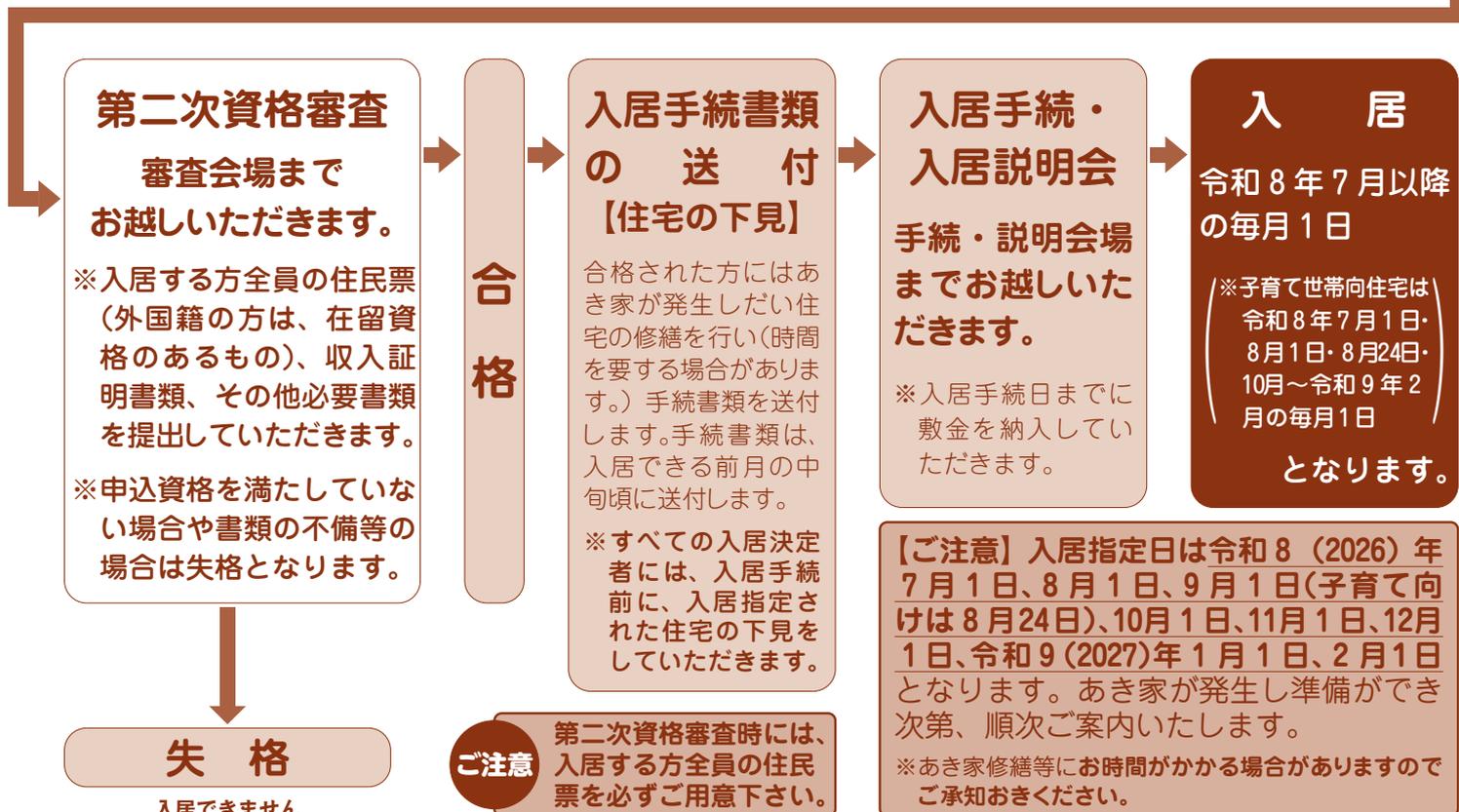


※申込みにあたってのご注意

申込みの際には、必ず各住宅のあき状況を(一社)かながわ土地建物保全協会 公営住宅課 入居者募集担当に確認してください。電話045-201-3673

申込みを受け付けてから入居まで、最短3ヶ月程度かかります。

注) 追加住宅(募集住宅一覧に追加と記載のある住宅)の4月15日(水)まで(4月15日消印まで)の受け付けは【抽選】となります。





入居について

1 入居者の費用で行う設備の設置等について

○ 入居者ご自身が設置する設備等について

一部の住宅には、風呂釜、浴槽、多くの住宅には、換気扇、カーテンレール、網戸、インターホンが設置されていません。入居者ご自身の費用負担で取り付けてください。なお、エアコン、ガスコンロ、各居室の照明器具、湯沸し器の設置された住宅はありません。

● 風呂釜、浴槽、湯沸し器の設置

一部の住宅では、風呂釜、浴槽、湯沸し器の設置及び退去時の撤去を入居者ご自身の費用負担で行っていただきます。(設置時の費用はおおむね25～30万円程度。)

● エアコンの設置

エアコンは必要に応じて、入居者ご自身の費用負担で設置及び退去時の撤去をしていただきます。エアコンを設置する際にエアコン専用コンセントがない場合のエアコン専用コンセントの設置等についても入居者ご自身の費用負担で設置及び退去時の撤去をしていただきます。(エアコン専用コンセント設置時の工事費用はおおむね2～4万円程度。)

※ 居室によっては、エアコンが設置できない部屋(窓用エアコンの設置が可能な場合あり)があります。

● 風呂釜、浴槽、湯沸し器やガスコンロなどの機器費及び設置費用について、信販会社の審査の上、分割払い(ショッピングクレジット)のお申込みが可能な場合があります。

○ 入居時費用の貸付金について

入居時に必要となる費用の用意ができない場合、生活福祉資金等の貸付金が受けられる場合がありますので、詳しくは、各市町村の社会福祉協議会まで、お問い合わせください。

○ 入居される住宅の修繕の状況

募集する住宅は、新築住宅を除き前の入居者が退去した住宅(畳の表替え、ふすまの張替え、破損部分の修繕を退去者負担で実施)を日常生活に支障のない程度に修繕して入居いただくものです。新築のような(または新築のようにリフォームされた)状態ではありませんので、あらかじめご了承ください。

また、県営住宅は、建築後相当の年数が経過している住宅が多く、一部修繕できない箇所もあります。



入居について

2 入居手続

- 1 敷金は、家賃の2ヶ月分を入居手続までに納入していただきます。なお、収入が著しく低額である方については敷金の減免制度がありますので、入居手続時に申請書の提出が必要です。
- 2 収入が著しく低額である方及び障害者、高齢者、母子・父子家庭などの世帯については家賃の減免制度を利用できる場合がありますので、入居手続時にお申出ください。
- 3 入居手続時に「**緊急連絡先登録届**」を提出していただきます。
- 4 別途通知する入居指定日から原則として**15日以内**に入居していただきます。
- 5 入居後、**15日以内**に「**県営住宅入居完了届**」と「**世帯全員の住民票**」を提出していただきます。

3 入居にあたっての注意事項

- 1 **県営住宅では動物の持込及び飼うことを禁止しています。**
(盲導犬などについてはご相談ください。)
- 2 **駐車場について、あき家住宅は入居後利用申込みをしていただき空区画がある場合のみ使用が可能です。**ただし※**使用資格要件**がございますので、詳しくはお問い合わせください。なお、駐車場の抽選に落選した場合、空区画がない場合又は、使用資格要件に該当がない場合は民間駐車場をご自分で確保してください。
団地内は指定場所以外は**駐車禁止**ですので、**違法・迷惑駐車を絶対にしないで**ください。
※使用資格要件…… 使用者は名義人又は、同居人であり自動車運転免許証を所有していること。
自家用車であること。自動車寸法＝**全長：5.0m以下、全幅：1.8m以下等**
(法人名義、他人名義の車両でも、一部使用できる場合がありますので、当選後ご相談ください。)
- 3 県営住宅団地内では、他の居住者との円満な共同生活を妨げるような行為を禁止しています。
- 4 **共益費**（階段灯、共同水道、外灯、集会所、給水ポンプ及びエレベーターなどの電気料金並びに浄化槽の清掃に関する費用等）は、**入居者負担になります**。共益費は、自治会において金額が決定されます。（自治会によって異なりますが、月々3,000円程度）令和7年7月から一部団地では県により金額決定及び徴収を行っています。
- 5 **退去時には畳の表替え、ふすま・障子の張替え、破損ガラスの取替えなどを退去者負担でしていただきます。**畳の表替えとふすま・障子の張替えは、入居の期間にかかわらず必ず行っていただきます。
- 6 入居後、**毎年収入額の調査**があり、それにもとづき**翌年の家賃が決定**します。
- 7 **家賃を滞納した場合**、入居名義人に催告を行い**請求**します。
- 8 入居してから3年を経過した後に入居収入基準（月収額）を超えるときは、住宅の**明渡し**の努力義務が生じます。また、収入額の調査において「**高額所得者**」に該当する収入があると認められるときは、一定の期間を定め、住宅の**明渡し請求**をします。
- 9 **身体障害者向住宅において、身体障害者が死亡したり退去した場合は、その住宅を1年以内に明渡ししていただきますが**、ほかに適当な移転先が見つからない入居者には同等団地の県営住宅に転居していただくことがあります。

1 子育て世帯向住宅(入居期限付き住宅)について

1 子育て世帯向住宅(入居期限付き住宅)とは

子育て世帯向住宅(入居期限付き住宅)は、子どもの養育における負担が大きい子育て世帯に対して、低廉な家賃で子育てに適した住宅を一定期間提供することにより、経済的負担の軽減を図るとともに、安心して子育てのできる環境づくりを住宅面から支援することを目的としています。

※県では健康団地の取組として、子育て住宅を設定しました。従前からの子育て住宅とあわせ募集します。

2 入居資格

現在同居し、扶養している**18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子ども**がいる世帯。

3 入居期間

入居期間は10年間で、入居期間満了時には退去となります。

4 入居期間の延長

期間満了日に、同居し扶養する子どもが18歳未満の場合は、その事情が存続する間、5年若しくは扶養する子どもが18歳となる年度の3月末日のいずれか短い期間に限り、入居期間の延長をすることが可能です。

5 退去時の居住の安定確保

入居期間が5年以内に満了する入居者で公営住宅入居資格がある方については、他の県営住宅(子育て世帯向住宅以外)に応募することが可能です。

<具体例>

子どもの年齢	小学校就学前					小学校						中学校			高等学校																								
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30									
月 日						4/1						3/31	4/1		3/31	4/1		3/31																					
入居要件	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもと現在同居し、扶養している方																																						
	月収額214,000円以下																																						
	その他一定の要件あり																																						
具体例	◎入居(0歳で入居した場合)					◎入居期間延長(一定の要件あり)											◎入居期間延長(一定の要件あり)			◎入居(18歳の年度で入居した場合)																			
	入居期間10年										入居期間5年					入居期間3年			入居期間10年																				
																		退去												退去									
																								※入居期間延長不可															

2 トータルリモデル住宅について

トータルリモデル住宅とは、室内の全面的改装を行い、手摺^{てすり}の取り付け及び段差の解消(バリアフリー化)、浴室・トイレ・台所の設備改善、外部にエレベーターを設置するなどのリフォームを行った住宅です。

3 住戸改善工事済住宅について

住戸改善工事済住宅とは、室内の部分的改善を行った住宅です。(主な改善) 玄関：インターホン・ピッキング対策鍵・レバーハンドルの玄関扉、トイレ：手すり、台所：床、給湯設備、浴室：ユニットバス・リモコン・手すり・シャワー・折れ戸、バルコニー：給排水設備・コンセント(外部洗濯機用)

※住宅によって改善箇所が異なります。